

動薬協会発 89 号  
令和 4 年 10 月 5 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 池田 一樹  
(公印省略)

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改定について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（4 消安第 3441 号）がありましたので、お知らせします。

4消安第3441号  
令和4年10月3日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農 林 水 産 省  
消費・安全局動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について

このことについて、別紙のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しておりますので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしく  
お願いします。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

担当：松井、鈴木、平澤

TEL：03-6744-7144（直通）

Email:siyoueiseikanri@maff.go.jp

【写】

4消安第3441号  
令和4年10月3日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和3年9月24日農林水産省令第55号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部が改正され、令和3年9月に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。その内、家きんの項目8については、本年10月1日から施行されることとなっています。

家きんの項目8の施行に合わせ、飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについて、別添のとおり改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導に際して、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準の参考となるよう、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしく申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局動物衛生課  
家畜防疫対策室病原体管理班 松井、鈴木、平澤

Email : [siyoueiseikanri@maff.go.jp](mailto:siyoueiseikanri@maff.go.jp)

T E L : 03-6744-7144